

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	障害者自立支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

江別市は、障害者自立支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

江別市長

公表日

令和8年3月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者自立支援に関する事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であり、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 【特定個人情報を取り扱う事務】 ①地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給決定等に関する事務 ②特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費の支給に関する事務 ③補装具費の支給決定に関する事務 ④介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給決定等に関する事務 ⑤計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給に関する事務 ⑥高額障害福祉サービス等給付費の支給等に関する事務 ⑦地域生活支援事業に関する事務 ⑧療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給に関する事務 ⑨その他上記事務に関連する事務
③システムの名称	障がい者福祉システム/団体内統合宛名システム/中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
障害福祉サービス等情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条 番号法別表第117の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第144、145、146の項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第11、15、37、42、75、80、81、125、144、145、155、161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部障がい福祉課 / 子ども家庭部子育て支援課
②所属長の役職名	障がい福祉課長 / 子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課: 〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地 ☎011-382-4141
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部障がい福祉課/子ども家庭部子育て支援課: 〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地 ☎011-382-4141

9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、必ず複数人での確認を行った上で管理職の最終確認を経ることとしている。</p> <p>また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 ・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。 ・特定個人情報を含む書類は、書棚に保管することを徹底する。 <p>これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月5日	I-5②所属長	福祉課長 佐野 之範 / 子育て支援課長 堂前 敦	福祉課長 本多 俊介 / 子育て支援課長 四條 省人	事後	
平成30年7月6日	I-5①部署	健康福祉部福祉課 / 健康福祉部子育て支援室子育て支援課	健康福祉部障がい福祉課 / 健康福祉部子育て支援室子育て支援課	事後	
平成30年7月6日	I-5②所属長の役職	福祉課長 本多 俊介 / 子育て支援課長 四條 省人	障がい福祉課長 / 子育て支援課長	事後	※様式変更
平成30年7月6日	I-8連絡先	健康福祉部福祉課/健康福祉部子育て支援室子育て支援課:〒067-8674 北海道江別市高砂	健康福祉部障がい福祉課/健康福祉部子育て支援室子育て支援課:〒067-8674 北海道江別	事後	
令和1年6月30日	IV-1～9様式の追加			事後	※様式変更
令和2年10月1日	II-1～2	2015/10/1	2020/10/1	事後	※評価の再実施
令和3年9月1日	I-4②法令上の根拠	○番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号	○番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号	事後	
令和5年1月1日	I-3法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲) ・別表第一第84の項 ○番号法別表第一主務省令 ・第60条	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲) ・別表第一第84の項	事後	
令和5年1月1日	I-4②法令上の根拠	○番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 ○番号法別表第二第16,26,56,57,87,108,109,110,116の項 ○番号法別表第二主務省令第12,19,30,31,44,55条	○番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 ○番号法別表第二第16,26,56の2,57,87,108,109,110,116の項	事後	
令和6年4月1日	I-5①部署	健康福祉部障がい福祉課 / 健康福祉部子育て支援室子育て支援課	健康福祉部障がい福祉課 / 子ども家庭部子育て支援課	事前	
令和6年4月1日	I-8連絡先	健康福祉部障がい福祉課/健康福祉部子育て支援室子育て支援課:〒067-8674 北海道江別	健康福祉部障がい福祉課/子ども家庭部子育て支援課:〒067-8674 北海道江別市高砂町6番	事前	
令和7年10月1日	I-1②事務の概要	【情報連携】 ・主務省令表第2条の表144項及び145項に基づき、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報の照会を行う。 ・主務省令表第2条の表144項及び145項に基づき、中間サーバーに副本を保存し、他行政機関からの照会に対し必要な個人情報の提供を行う。	削除	事後	
令和7年10月1日	I-3法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲) ・別表第一第11の項	番号法第9条 番号法別表第117の項	事後	
令和7年10月1日	I-4②法令上の根拠	○番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 ○番号法別表第二第20の項	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第8条の表144、145、146の項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11、15、37、42、75、80、81、125、144、145、155、161の項	事後	
令和7年10月1日	II-1～2	令和2年10月1日	令和7年10月1日	事前	※評価の再実施
令和7年10月1日	IV-8・11の記載事項の追加			事後	※様式変更